二十　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第三項の規定に基づく意見の陳述、同法第二十二条第二項（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しの受理及び同法第二十三条第三項の規定に基づく意見の陳述に関すること。

二十一～二十四　（略）

（国立公園課の所掌事務）

第十三条　国立公園課は、次に掲げる業務をつかさどる。

一～二十一　（略）

二十二　地域生物多様性増進活動（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第二条第三項に規定する地域生物多様性増進活動をいう。）の促進に関すること。

二十三～二十四　（略）

（環境再生・廃棄物対策総括課の所掌事務）

第四十六条　環境再生・廃棄物対策総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（地方公共団体が実施する事務及び事業に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）

三　前二号に掲げるもののほか、環境再生・廃棄物対策部の所掌で他の所掌に属しないものに関すること。

（環境再生課の所掌事務）

第四十七条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること。

二　（略）

三　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集及び運搬（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事の現場から当該工事により生じた認定特定復興再生拠点区域内等廃棄物を収集及び運搬するものに限る。）並びに保管（同条第一項に基づく土壌等の除染等の措置に伴い生じた認定特定復興再生拠点区域内等廃棄物に係るものに限る。）に関すること。

四～五　（略）

六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事の現場から当該工事により生じた対策地域内廃棄物を収集及び運搬するものに限る。）並びに保管（同法第三十条第一項に基づく土壌等の除染等の措置に伴い生じた対策地域内廃棄物に係るものに限る。）に関すること。

七　（略）

（仮置場対策課の所掌事務）

第四十八条　仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること（環境再生・廃棄物対策総括課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二十　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十一条第三項の規定に基づく意見の陳述、第二十二条第二項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しの受理及び第二十三条第三項の規定に基づく意見の陳述に関すること。

二十一～二十四　（略）

（国立公園課の所掌事務）

第十三条　国立公園課は、次に掲げる業務をつかさどる。

一～二十一　（略）

（新設）

二十二～二十三　（略）

（環境再生・廃棄物対策総括課の所掌事務）

第四十六条　環境再生・廃棄物対策総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二　前号に掲げるもののほか、環境再生・廃棄物対策部の所掌で他の所掌に属しないものに関すること。

（環境再生課の所掌事務）

第四十七条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

四～五　（略）

六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（仮置場対策課の所掌事務）

第四十八条　仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること。